

新たに13事業（1億9,345万円）を行います

市は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次申請分の追加事業を盛り込んだ補正予算を編成し、1月26日の市議会臨時会で可決されました。追加事業は13事業、事業費1億9,345万円で、子育て世帯の支援や感染拡大防止対策などを行います。既に申請済みの事業と合わせ、今後年度末までに、同臨時交付金の市配分枠20億771万8,000円を有効に活用していきます。

◎主な追加事業

事業名	事業費	内容
子育て世帯新型コロナウイルス感染症対策給付金	7,260万円	子育て世帯の感染症対策経費を支援
就学援助認定者臨時支援給付金支給事業	3,521万円	就学援助受給世帯（準要保護世帯）の支援
感染予防対策事業	228万円	行政区長と民生児童委員に、マスクと消毒液を配布
新型コロナウイルス感染症緊急対策交付金（地域企業臨時支援給付金支給事業（自動車運転代行業））	225万円	自動車運転代行業の支援

子育て世帯へ給付金を支給します

学校や保育園などの集団生活において、より一層の新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる子育て世帯を支援するため、「子育て世帯新型コロナウイルス感染症対策給付金」を支給します。対象者には個別に通知します。

■対象児童 2年12月31日時点で市内に住所を有する中学校修了前の児童

■支給対象者 対象児童を監護※しており、市内に住民票がある人

※身の回りの世話をすること

■給付額 対象児童一人につき5,000円

■申請方法

①市から児童手当を受けている人・・・申請不要

②2年10月までに市から「子育て世帯への臨時特別給付金」を受給した公務員・・・申請不要

③上記以外の人・・・2月26日までに通知書に同封の申請書を提出

※①と②の人で、受給を希望しない場合は、申出書を市ホームページからダウンロードし、2月17日までに提出してください

■問い合わせ・提出先 本庁こども家庭課家庭福祉係（☎34-1585）、各総合支所児童手当担当グループ



家庭内感染を予防しましょう

家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合、家庭内で次のことに注意しましょう。

①部屋を分ける

食事や寝るときも別室とし、トイレや風呂など共有スペースの利用は最小限にする。

分けられない場合は、距離をとったり、仕切りを設置したりする。寝るときは頭の位置を互い違いにする。

②感染者の世話はできるだけ限られた人で

③マスクを着用する

マスクを外した後は必ず石けんで手を洗う。

④小まめに石けんで手を洗う

⑤定期的に換気をする

⑥手で触れる共有部分を消毒する

ドアの取っ手などは、薄めた市販の家庭用塩素系漂

白剤で拭いた後、水拭きをする。

トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤で小まめに消毒する。

洗面所などで手拭きタオルは共用しない。

⑦汚れたシーツやタオル、衣服を洗濯する

洗濯をする際は手袋とマスクを着ける。

⑧ごみは密閉して捨てる

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てる。

何より家庭内にウイルスを持ち込まないことが重要です。密集、密接、密閉を避ける、外出時はマスクを着用する、帰宅後は手を洗うといった基本的感染対策を家族みんなで実践しましょう。

新型コロナウイルス感染症関係の情報



掲載している情報は今後変わる場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください

ワクチン接種の情報

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延を防止することを目的としています。現在国などで準備が進められている接種の情報をお知らせします。

■接種が受けられる時期

安全で有効なワクチンが承認され、供給できるようになった時には、医療従事者などへの最初の接種が2月下旬から始められるよう準備が進められています。

■接種回数

2回接種となる見込みです。

■接種の対象や優先順位

①医療従事者など

②高齢者（65歳以上）

③高齢者以外で基礎疾患がある人や高齢者施設などで従事している人

④それ以外の人

※妊婦を優先するかどうかや、子どもが接種の対象となるかどうかなどは、安全性や有効性の情報などを見ながら検討されます

■接種を受ける際の費用

無料です。

■接種を受ける際の同意

接種は強制ではありません。接種を受ける人は、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解した上で、同意がある場合に限り接種が行われます。

■副反応が起きた場合の健康被害救済制度

一般的なワクチン接種と同様に、新型コロナワクチンの接種でも、健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が生じた場合は、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金などの給付）を受けることができます。

円滑にワクチンが接種できるよう、市でも準備を進めています。接種場所や手続き方法など、詳細が決まり次第、広報などでお知らせする予定です。

感染拡大を防ぎましょう

■「新しい生活様式」の実践例

①一人一人の基本的感染対策

- ・人との間隔は、できるだけ2^ふ（最低1^ふ）空ける
- ・外出時は、症状がなくてもマスクを着用する
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に

②日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い、手指消毒

- ・小まめに換気
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・毎朝の体温測定、健康チェック（風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養）

③日常生活の場面別の生活様式

- ・買い物は1人または少人数で空いた時間に
- ・混雑時の公共交通機関や公園利用は避ける
- ・出前やデリバリーの利用を

④働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務、時差出勤の推進
- ・会議はオンライン

コロナ禍でも医療機関で必要な受診を

新型コロナウイルス感染症への感染の心配から、医療機関の受診を控える傾向が見られます。持病の治療や予防接種・健診などによる健康管理は重要ですので、適切に医療機関を受診しましょう。

症状に応じてご相談ください

■次の症状がある場合は、①、②のいずれかに電話で相談

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある
- ・高齢者や基礎疾患を持っている人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある
- ・上記以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く

①かかりつけ医に相談

かかりつけ医が「診療・検査医療機関※」の場合、かかりつけ医で受診・検査します。同機関でない場合は、同機関を紹介します。 ※県が指定する、発熱者などへの診療・検査を行う医療機関（非公開）

②かかりつけ医がない、または相談する医療機関に迷う場合は「受診・相談センター」に相談

「診療・検査医療機関」を紹介します。

○受診・相談センター（旧帰国者・接触者相談センター）（☎019-651-3175、全日、24時間）

【妊婦】念のため、早めに相談してください。

【子どもの保護者】受診・相談センターか、かかりつけの小児医療機関に電話で相談してください。

■症状がない場合の全般的な相談

○一般相談窓口（☎019-629-6085、☎019-626-0837、全日、午前9時～午後9時）

■外国人向け相談窓口

○いわて外国人県民相談・支援センター（県国際交流協会内、☎019-654-8900、毎日、9:00～20:00、✉iwate-support-center@iwate-ia.or.jp）